

令和 7 年度

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	事務	ふりがな	ひなた ともみ
	313		洋光台水道事務所		係 担当者名	日向 友美
				電 話	833-7491	

設 計 書

1 委 託 名 洋光台水道事務所敷地内除草業務委託

2 履 行 場 所 水道局洋光台水道事務所敷地内

3 履 行 期 間 期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

又は期限 期限 令和 8 年 3 月 31 日まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項

6 現 場 説 明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 除草作業 12回 1式

8 部 分 払

■ する (12回以内)

□ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
除草作業	4月から3月	12	回	27,000	324,000
諸経費		1	式	20,000	20,000

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む。

委託代金額	¥378,400
内訳業務価格	¥344,000
消費税及び地方消費税相当額	¥34,400

業 務 委 託 内 訳 書

工種及び名称 形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
直接業務費					
直接人件費					
除草作業	回	12	27,000	324,000	見積による
小計				324,000	
諸経費					
諸経費	式	1	20,000	20,000	見積による
小計				20,000	
委託価格					
消費税及び地方消費税相当額	%	10		34,400	
委託料	式	1		378,400	

洋光台水道事務所敷地内除草業務委託仕様書

1 委託名

洋光台水道事務所敷地内除草業務委託

2 履行場所

磯子区洋光台六丁目10番1号
水道局洋光台水道事務所敷地内

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 作業回数

- (1) 12回（一日の作業を1回とする。）なお、実施日は委託者と協議のうえ、委託者が指定した日とする。
- (2) 受託者は、雨天・その他災害が発生したとき（見込みを含む）等やむを得ず作業ができない場合は、委託者と協議のうえ、作業日程を変更することができる。
- (3) 受託者は、「責任者及び作業従事者届出書」（別添2）に定める作業責任者を、作業中現場に常駐させること。なお、現場責任者がやむを得ず現場に常駐できない場合は、事前に委託者と協議するものとする。

5 作業時間

- (1) 作業時間は、午前9時00分から午後5時00分のうち、委託者の指定する時間とする。
- (2) 作業開始時間を変更したときは、終了時間をその分変更するものとする。ただし、委託者の指示による一日の作業が完了し、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。
- (3) この仕様による一日の作業が、作業時間内に完了しなかったとき、委託者は、受託者に対して作業時間の延長を指示することができる。この場合は超過作業とはしない。

6 作業場所

- (1) 作業場所は「平面図」（別添1）に記載された場所のうち、峰公舎前の範囲とする。
- (2) 受託者は、作業進捗等の必要に応じて、作業場所及び範囲について「平面図」（別添1）に記載された場所のうち、水道局洋光台水道事務所敷地内に限り、委託者と協議することができる。

7 作業用具

作業に必要な次の物品については受託者が用意する。

- (1) ほうき、ちりとり、みぶるい
- (2) 熊手
- (3) 鎌
- (4) 手袋
- (5) 草刈り機（燃料を含む）

その他、必要な物品が生じた場合は都度、委託者と協議する。

なお、ごみ袋（容量45リットルまたは90リットルの透明または半透明）は委託者が用意する。

8 作業方法及び手順

- (1) 受託者は、作業を開始するにあたり、「責任者及び作業従事者届出書」（別添2）を提出すること。
- (2) 受託者は、作業終了後速やかに「作業報告書」（別添3）を委託者に提出する。なお、作業前後の写真をもって当該報告書の作業内容に代えることができる。
- (3) 作業当日は作業前に委託者と協議のうえ、委託者が指定した範囲を、安全及び体調管理に留意して作業を行うこと。
- (4) 刈り込み器具等は、適正なものを使用すること。
- (5) 作業前に小石等を除去し、周囲に異物が飛散しないようにすること。
- (6) 刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- (7) 機械器具等を使用できない場所がある場合は、鎌などの手刈りとし、刈り残しのないようにすること。
- (8) 蔓性雑草がある場合は、除草すること。
- (9) 刈り込み跡はきれいに整地し、清掃すること。
- (10) 樹木・株物・施設・設備などを損傷しないようにすること。
- (11) 作業後の草木・落葉等はごみ袋に入れ、委託者が指定した場所に集積すること。
- (12) 作業中に発見した、びん、空き缶、ペットボトル、その他一般ごみについては分別をし、委託者が指定した場所に集積すること。

9 作業写真

受託者は、作業を履行するにあたって、その作業内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前と作業完了後に撮影すること。なお、当該写真は、作業報告書（別添3）の作業内容とすることができます。

10 その他

- (1) 貸与品の取り扱いについては十分に注意をし、破損、紛失等が生じた場合は速やかに委託者に連絡すること。
- (2) 水道局職員及び来庁者の車輌の出入りに注意すること。

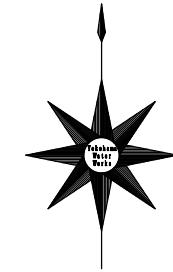
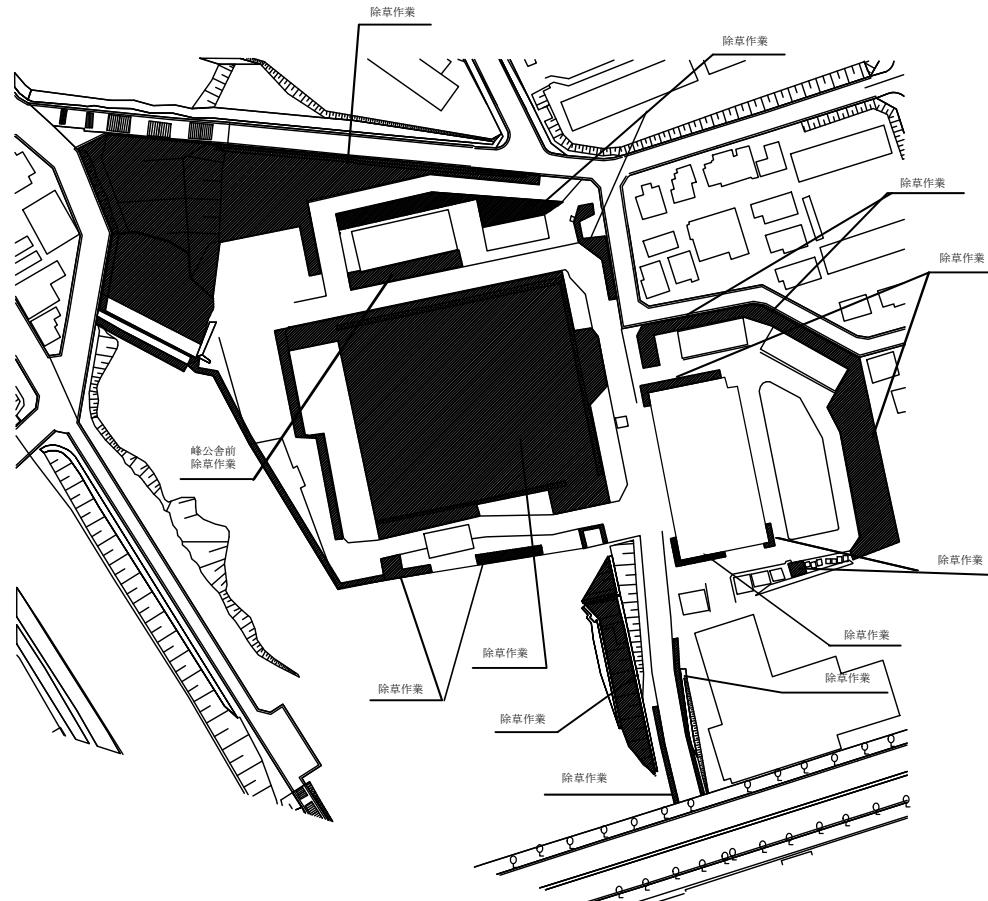
- (3) 駐車場付近を作業する場合は、駐車されている車輌を損傷しないよう注意すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項であって疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者で協議して解決することとする。
- (5) 本仕様書の記載事項の中で、委託者の承諾を得た事項は、省略または免除することができる。

別添 1

平面図 S=1/1000

7-17:3-5

履行場所 磯子区洋光台六丁目10番1号



※この図面は、履行目的以外に使用したり複写しないこと。

図名	平面図		
年度・決算	令和7年度		
委託名	洋光台水道事務所敷地内除草業務委託		
履行場所	磯子区洋光台六丁目10番1号		
縮尺	1/1000	図番	1/1
横浜市水道局			